

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、 決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>令和2年2月28日</u> 一部改正 この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙1に該当する案件に限り適用するものとする。 記	貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、 決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>令和2年2月6日</u> 一部改正 この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙1に該当する案件に限り適用するものとする。 記	
1～3 （略） 附 則〔抄〕 附 則 <u>〔令和2年2月28日〕</u> この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。	1～3 （略） 附 則〔抄〕 附 則 <u>〔令和2年2月6日〕</u> この改正は、<u>令和2年2月10日</u>から実施する。	
〔別紙1〕 （略）	〔別紙1〕 （略）	
〔別紙2〕 日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提	〔別紙2〕 日本貿易保険は、以下に掲げる輸出契約、仲介貿易契約若しくは技術提	

新	旧	備考
供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。 ただし、3については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。 1～4 （略） <u>5 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）を供するもの</u> <u>6</u> 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの (1)～(2) （略）	供契約（以下「輸出契約等」という。）又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担については、保険契約の締結を制限することができる。 ただし、3については、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等又は当該輸出契約等に係る貿易代金貸付若しくは保証債務の負担に限る。 1～4 （略） <u>5</u> 以下に掲げる公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告（以下「勧告」という。）の対象となるもの (1)～(2) （略）	
[別紙3] （略）	[別紙3] （略）	
[国カテゴリー表] （略）	[国カテゴリー表] （略）	